

高等教育の修学支援新制度

(給付奨学金・授業料減免)

申請の手引き

給付奨学金の手続きについては 6 ページ をご覧ください

授業料減免の手続きについては 11 ページ をご覧ください

高等教育の修学支援新制度の申請を希望する場合、「授業料等減免」、「給付奨学金」 それぞれ手続きを行う必要があります。

(提出期限)

給付奨学金	スカラネット入力期限	令和6年10月2日(水)
	確認書等提出期限	
授業料減免	申請書提出期限	令和6年10月2日(水)
	その他の書類 (高専機構授業料免除申請をする場合)	令和6年10月7日(月)

宇部工業高等専門学校

目次

I. 高等教育の修学支援新制度について	3 p
II. 認定要件	4 p
【給付奨学金関係】	
III. 日本学生支援機構給付奨学金の申請について	
1. 配付資料	6 p
2. 識別番号（ユーザ ID・パスワード）	6 s
3. 提出期限	6 p
4. マイナンバー提出方法お問い合わせ先	7 p
5. 申請の流れ	8 p
6. 提出書類	9 p
【授業料減免関係】	
IV. 授業料減免の申請について	
1. 配付資料	11p
2. 申請の流れ	11p
3. 国立高等専門学校機構における授業料免除制度について	11p
4. 提出書類・提出期限	13p
5. その他	13p

I 高等教育の修学支援新制度について

1. 制度の概要

令和2年4月より大学等の高等教育機関における修学支援のための取り組みとして、高等教育の修学支援新制度が開始されました。本制度では、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍出来るようになることを目的に、「授業料・入学料の減免」と「返還不要の給付奨学金」の2つの支援が行われます。

(対象学年)

本科4・5年生，専攻科生

(支援の内容)



(授業料等減免額・奨学金給付額)

区分	入学料	授業料（年額）	給付奨学金（月額）	
			自学通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	84,600円	234,600円	17,500円 (25,800円)	34,200円
第Ⅱ区分	56,400円	156,400円	11,700円 (17,200円)	22,800円
第Ⅲ区分	28,200円	78,200円	5,900円 (8,600円)	11,400円
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	21,200円	58,700円	4,400円 (6,500円)	8,600円

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、給付奨学金の月額のカッコ内の金額となります。

Ⅱ 認定要件

高等教育の修学支援新制度では、学業に関する基準や家計の経済状況に関する基準などの認定要件を満たす学生が支援対象となります。

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

- 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 大学等への入学時期等に関する要件

- 過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、選考の対象とならない。
- 4年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者。
- 専攻科入学生は、高専等を初めて卒業した年度の末日から、専攻科に入学した日までの期間が1年を経過していない者。

例：(×対象外) 2022年3月に高等学校を卒業 → 2024年4月編入学

(○対象) 2023年3月に高等学校を卒業 → 2024年4月編入学

(×対象外) 2023年3月に高等専門学校卒業 → 2024年4月専攻科入学

(○対象) 2024年3月に高等専門学校卒業 → 2024年4月専攻科入学

(3) 学業成績等に関する基準

次の基準を満たすこと

学年	基準
4年生 (編入生含む)	次のいずれかに該当すること ● 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること ● 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書などにより確認できること
5年生 専攻科生	次のいずれかに該当すること ● GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること ● 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

次に掲げる2つの収入および資産の基準を両方とも満たすこと

○収入基準（後期の申込においては、令和6年度（令和5年分）の所得を基に算出。）

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3
第Ⅳ区分 （多子世帯に限る）	51,300円以上～154,500円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/4

※進学資金シミュレーターについて

日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」（右のQRコード）で、収入基準に該当するかどうかをおおよその目安で確認することができます。



○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の保有する資産の合計額が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

Ⅲ 日本学生支援機構給付奨学金の申請について

日本学生支援機構給付奨学金の申請にあたっては、配付した冊子「給付奨学金案内」をよく読んで、手続きを進めてください。

給付奨学金と併せて、貸与奨学金（第二種）の申請を希望する場合は学生課学生係へ連絡してください。

貸与奨学金関係資料を配付いたします。

1. 配付資料

□ 給付奨学金案内

次の書類がはさみこまれています

- ・給付奨学金確認書
- ・スカラネット入力下書き用紙

□ 高等教育の修学支援新制度申請のてびき（本紙）

□ マイナンバー提出書のセット

（貸与奨学金申請希望者に対しては、次の書類も同封しています）

■ 貸与奨学金案内

次の書類がはさみこまれています。

- ・確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

■ 収入に関する事情書（様式2）

2. 識別番号（ユーザID・パスワード）

スカラネット入力時に必要な識別番号は次のとおりです。

ユーザID	※配付資料に記載されています。
パスワード	※配付資料に記載されています。

3. 提出期限

スカラネット入力期限	令和6年10月2日（水）
書類の提出期限	
マイナンバー提出書類提出期限	スカラネット入力後，1週間以内

4. マイナンバー提出方法お問い合わせ先

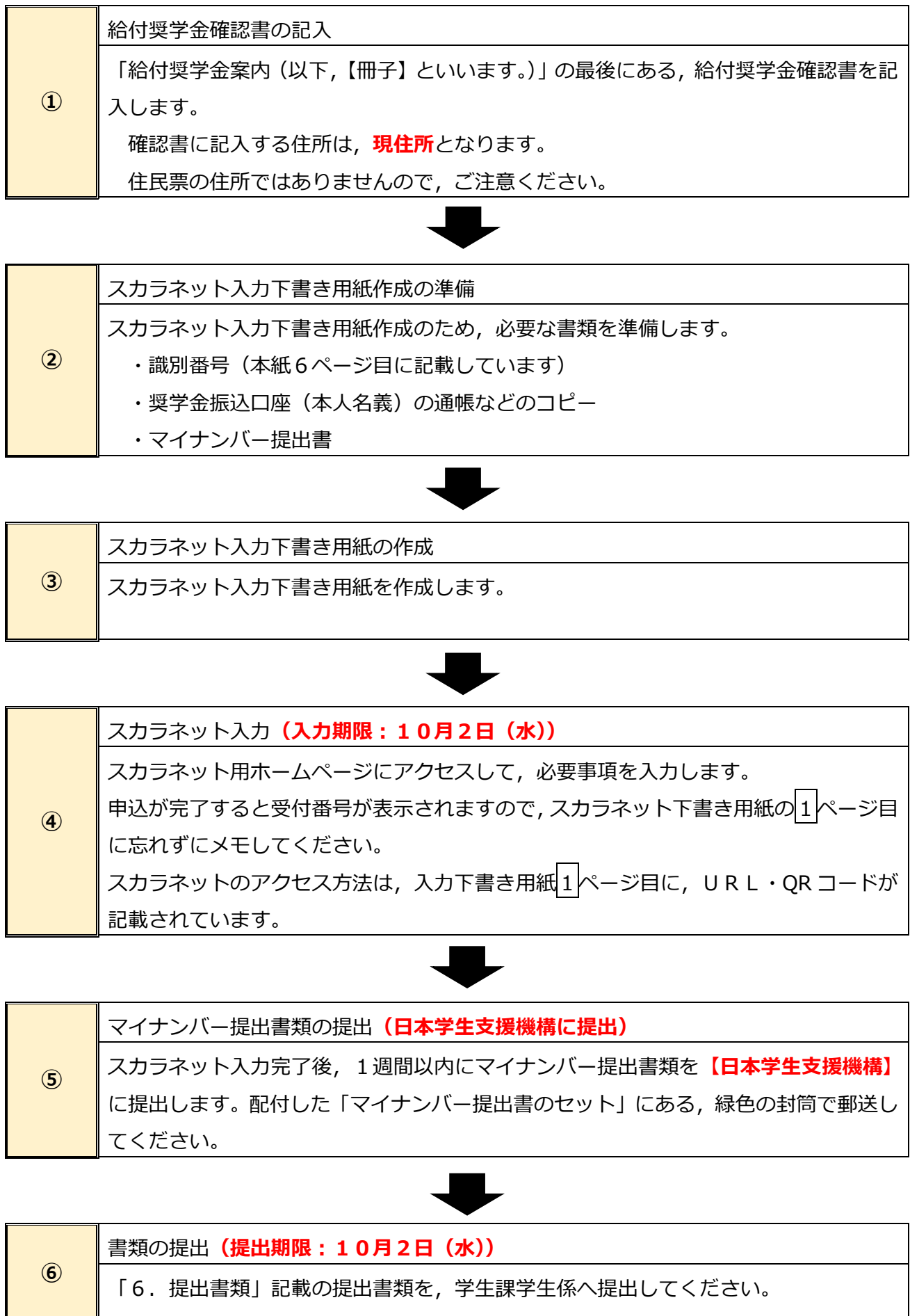
マイナンバーの提出方法に関するお問い合わせ先は、以下にお願いします

○マイナンバー提出専用コールセンター

電話番号：0570-001-320（ナビダイヤル・全国共通）

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分（土日祝日・年末年始を除く）

5. 申請の流れ



6. 提出書類

① 給付奨学金のみ申し込む場合

スカラネット入力完了後、下記の書類を学生課学生係へ提出してください。

マイナンバーの記載がないものを提出してください。

	書類名	注意事項・補足説明
申請者全員	<input type="checkbox"/> 給付奨学金確認書	
	<input type="checkbox"/> スカラネット入力下書き用紙（コピー） ※奨学金振込口座の通帳のコピーを貼付	送信時に表示される受付番号を表紙の受付番号記入欄に記入したものを提出してください。
該当者のみ	<input type="checkbox"/> 在留資格・在留期間が明記されている証明書書類	申請者本人が外国籍の場合、次のいずれかを提出してください。 ● 在留カード（コピー） ● 特別永住者証明書（コピー） ● 住民票の写し（原本）
	<input type="checkbox"/> 施設等在籍証明書 <input type="checkbox"/> 児童（里親）委託証明書 <input type="checkbox"/> 措置解除決定通知書（コピー可）	申請者本人が社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）場合、左記のいずれかの書類を提出してください。
	<input type="checkbox"/> 令和6年度（令和5年分）課税証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーに代わる提出書類	生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合は、提出してください。 「マイナンバーに代わる提出書類」については様式をお渡しいたしますので、学生係までご連絡ください。
	<input type="checkbox"/> 生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」等	生計維持者が海外に居住し、2024年度（2023年1月～12月分）の住民税が課税されていない（2024年1月1日時点で国内に居住していない）場合は、提出して下さい。 様式は、日本学生支援機構のHPに掲載されています。 （アクセス方法） ホーム＞奨学金＞奨学金の制度（給付）＞申込方法＞生計維持者が海外に居住している場合

② 給付奨学金と併せて貸与奨学金を申し込む場合

貸与奨学金も併せて申し込む場合は、「① 給付奨学金のみ申し込む場合」の書類に加えて以下の書類を提出してください。

※【冊子】とは、「貸与奨学金案内」のことを指します。

	書 類 名	注意事項・補足説明
申請者全員	<input type="checkbox"/> 確認書兼個人情報の取扱いに関する同意書	
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（コピー可） ※生計を一にする家族全員分（申込者本人含む）	
該当者のみ	<input type="checkbox"/> 収入に関する証明書類	【冊子】38 ページを確認し、マイナンバーから情報取得できない収入で該当するものがある場合は、必要な書類をすべて揃えて提出してください。
	<input type="checkbox"/> 在留資格・在留期間が明記されている証明書類	外国籍の人は、【冊子】8 ページを確認し、必要な書類を提出してください。

IV 授業料減免の申請について

1. 配付資料

- 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
- 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金・授業料減免）申請の手引き（本紙）

2. 申請の流れ

①	申請書の提出（提出期限：10月2日（水））
	「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出します。

修学支援新制度の授業料免除の手続きは以上です。給付奨学金の申請も忘れずに行ってください。

3. 国立高等専門学校機構における授業料免除制度について

高等教育の修学支援新制度による授業料減免の他に、国立高等専門学校機構における授業料免除制度があり、災害等、特別な事由に該当する場合は申請が可能です。

下記リンクから「令和6年度後期授業料免除申請要項」をご確認のうえ、申請を希望する学生は、期限までに申請をしてください。

【字部高専 HP 授業料免除について】

<https://www.ube-k.ac.jp/for-parents/exemption/>



《申請書類様式》

- （様式2）家族状況等申告書
- （様式3）給与支給（見込）証明書
- （様式4）退職及び退職金支給証明書
- （様式5）無収入申立書
- （様式6）母子・父子世帯等申立書
- （様式7）在学及び就学状況等証明書
- （様式8）長期療養者に係る支出（見込）額等申立書
- （様式9）主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書

(1) 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

新型コロナウイルス感染症の影響で以下①～③のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっていること。
- ② 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に対する支援であること。
- ③ 家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書（様式自由）があり、またその理由が妥当だと判断できること。

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」^{※1}とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳しくは下記お問い合わせ先にお尋ねください。

4. 提出書類・提出期限

区分	提出書類	発行機関等	提出期限
全員提出	<input type="checkbox"/> 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	(A様式1)	令和6年 10月2日(水)

5. その他

- 選考結果は、学生・保護者宛に文書で通知します。
- 申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- 前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれ各期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- また、後期においても申請の手続きが必要となりますのでご注意ください。
- 前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- 授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。